

令和2年3月16日

ご契約者の皆様へ

マスト少額短期保険株式会社

新型コロナウイルスの影響による特別措置のご案内

このたびの新型コロナウイルスの影響により、皆様におかれましては、不自由な日常生活を余儀なくされておられることと拝察し、心よりお見舞い申し上げます。皆様におかれましては、一日も早く平常の暮らしに戻ることが出来ますようお祈り申し上げます。

火災保険のご契約者への特別措置について

このたびの新型コロナウイルスにより、弊社では影響を受けられたご契約者の方々に、下記の特別措置を実施させて頂くこととなりました。これらの措置の適用をご希望の方は、弊社お客様コールセンター（フリーダイヤル：0120-886-070）までお申し出下さい。

1. 保険料の払込について

火災保険に関しまして、特別措置の開始日から2ヵ月後の末日までにお支払い頂くべき特別措置の開始日前に締結された新規契約・更新契約・更改契約に係る保険料、および、特別措置の開始日後の満期更新契約に係る保険料につきましては、特別措置の開始日から2ヵ月後の末日を限度にその払込みを延期することができます。

特別措置の対象地域および猶予期間

対象地域	特別措置の開始日	保険料支払猶予 (特別措置の開始日から 2ヵ月後の末日)
地域の限定は行いません	令和2年3月13日	令和2年5月末日まで

以上